

十八、[第4条第3項](#)（第4条第1項各号の判断時期）

[第1項第8号](#)、[第10号](#)、[第15号](#)、[第17号](#)又は[第19号](#)に該当する商標であつても、商標登録出願の時に当該各号に該当しないものについては、これらの規定は、適用しない。

1. [第4条第1項第8号](#)、[第10号](#)、[第15号](#)、[第17号](#)又は[第19号](#)を適用するには、その商標登録出願が、出願時において各号の規定に該当し、かつ、査定時においても該当しなければならないものとする。
2. 国際商標登録出願等が[第4条第1項第8号](#)、[第10号](#)、[第15号](#)、[第17号](#)又は[第19号](#)に該当する商標であるか否かの判断時期となる商標登録出願の時とは、以下のとおりとする。

出 願	判 断 時 期
国際商標登録出願	国際登録の日又は事後指定の日
第68条の10 に規定する出願時の特例の適用のある国際商標登録出願	該当する国内登録の登録商標に係る商標登録出願の日 なお、 第68条の10 に規定する特例は、国内登録における指定商品又は指定役務と重複している範囲について認められることとなるので、その重複している指定商品又は指定役務ごとに商標登録出願の日が異なる場合がある
第68条の32 に規定する商標登録出願（セントラルアタック後の国内出願）又は 第68条の33 に規定する商標登録出願（議定書廃棄後の商標登録出願）	国際登録の日又は事後指定の日

3. 上記以外の[第4条第1項各号](#)の規定に該当するか否かの判断時期は、査定時とする。

(注) 以下をクリックすると、審判決要約集をご覧になれます。

○[審判決要約集（第4条第3項）](#)